

令和5年度 桜丘中学校 部活動指導方針

1 基本的な構え

- (1) 心と体を鍛え、集団の一員として仲間と協力して活動しながら、よりよい生活を築こうとする自主的・実践的な力をつける。
- (2) 全学年とも希望加入制とする。入部した部活動は3年間続けることができるように努力する。
- (3) やむを得ない事情で、退部または転部する希望のあるときには、学級担任や部活動顧問などとよく相談してその後の方向を決める。

2 部活動の種類

No	部活動名	主な活動場所	No	部活動名	主な活動場所
1	軟式野球 (男・女)	グラウンド	7	バドミントン (男・女)	体育館
2	サッカー (男・女)	グラウンド	8	バレーボール (女)	体育館
3	ソフトテニス (男・女)	テニスコート	9	バスケットボール (男・女)	体育館
4	ハンドボール (男・女)	ハンドボールコート	10	卓球 (男・女)	体育館
5	剣道 (男・女)	桜武館	11	吹奏楽 (男・女)	音楽室
6	美術 (男・女)	美術室	ただし、令和5年度、サッカーと剣道 ハンド女は新1年生の募集をしない。		

3 活動時間

(1) 平日(月～金曜日)放課後の活動 ※朝部活は廃止です。

- ・5日間のうち1日以上以上の休養日を設ける。
- ・帰りの会終了から、その月の最終下校時刻15分前までとする。

月	活動終了時刻	月	活動終了時刻	月	活動終了時刻	月	活動終了時刻
4	16:45	7	17:00	10	16:45	1	16:15
5	17:00	8	17:00	11	16:15	2	16:45
6	17:00	9	17:00	12	16:00	3	16:45

(2) 休日及び長期休業日の活動

- ・試合や大会等を除き、1日3時間までの活動とする。(準備・片付けを含む)
- ・1ヶ月の休日のうち、土曜日・日曜日のどちらかを休養日とする。また、第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。(その日に休みが取れない場合は、必ず代休を取る)
- ・休日の、部活動及びクラブ活動時刻について、基本的に以下の中で、活動時間を3時間設定する。
午前 8:30～12:30 (11月～1月 8:00～12:00)
午後 12:30～16:30 (11月～1月 12:00～16:00)

(3) 定期テスト前の活動

定期テストの1週間前より活動を停止する。

4 活動時の服装

原則として、制服・ジャージ・体操服とする。また、各部で購入した練習技を着用してもよい。ただし、冬季の防寒着の着用については学校生活のきまりに準ずるとともに、部で認められた防寒着も認める。

5 部室使用の約束

- (1) 部室は部が所有する用具の保管場所とし、個人の所有物は一切置かない。
- (2) 部室を更衣場所として使用することは禁止する。
- (3) 鍵は顧問が保管する。生徒が使用する場合は顧問の許可を得て使用する。
- (4) 部活動時間以外の使用は禁止するとともに不要な物は持ち込まない。
- (5) 部室内での飲食は行わない。
- (6) 部室内での集団的な話し合い、個人活動などの行為は行わない。

6 その他

- (1) 活動に必要な費用を各部ごとに集める。
- (2) 保護者を位置づけ、活動を援助していく。また、各部の保護者会長により部活動推進委員会を設置し、各部の円滑な活動に向けて協議する。
- (3) 土日等に自転車をを用いて練習場所に移動する生徒は、自転車通学の約束を遵守する。

7 クラブ活動との連携

いわゆるクラブ活動とは、学校の管理下で行われる部活動ではなく保護者の責任の下で行われる活動を示す。運動部については、クラブでスポーツ安全保険への加入が必要となる。また、部活動との連携が大切である。

(1) 平日のクラブ活動

- ①交通事故等に対する安全確保のため、一度帰宅せずクラブ活動に参加してもよい。
なお、活動まで1時間30分以上の時間があるときは一度帰宅する。
- ②一度帰宅せずに活動する場合の下校時刻は、一般生徒と同じ時刻とする。下校時刻とクラブ開始時刻との間の時間は、掃除などのボランティア活動または自主学習等を行って待つ。
- ③クラブ活動開始までを過ごす場所は原則として活動場所とする。
- ④基本的に17時から活動開始（部活動が17時以降に終わる場合は、部活動が終わり次第クラブ活動を開始する）だが、11月から1月までの3ヶ月間は、日没の時間が早いため、16:40から開始してもよいこととする。
- ⑤帰宅するのではないが、一度学校を離れて保護者の勤め先や近くの祖父母宅等に寄り、クラブ活動に参加する場合は、保護者の責任で行う。
- ⑥クラブ活動は、指導者または保護者が監督する。指導者や保護者がいない場合は、活動を行わない。（指導者や保護者が不在時に事故が起きた場合は、スポーツ安全保険は適用されないため。）

(2) 休日のクラブ活動

- ①休日のクラブ活動は、部活動のルールを遵守する。
- ②自転車通学者以外の生徒で、休日のクラブ活動（部活動も含む）で自転車による登下校を希望する場合は、「部活動・クラブ活動における自転車通学許可申請書」を提出し、自転車に「部活・クラブ通学者用ステッカー」を貼ることを義務づける。

(3) 体育館の使用

クラブ活動で体育館を使用する際には、クラブ活動専用の鍵で施錠を保護者が行う。
この鍵は、必ず保護者間で受け渡しをし、紛失することがないようにする。

(4) 謝金について

毎月報告書を記入し、提出する。誤りがないようにする。

8 約束が守られなかった場合は、対象となる部活動の今後の活動について学校で協議する。